



令和5年11月24日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局監査課	企画・特別監査係	佐藤	内線 8214 直通 058-272-8774 FAX 058-278-2829

住民監査請求に係る監査の結果について

令和5年9月28日に提出された住民監査請求について、岐阜県監査委員は監査の結果を同年11月20日に決定し、同日付けで請求人に通知しました。請求の概要及び監査の結果については、以下のとおりです。

記

1 請求の概要

《請求の要旨》

美濃土木事務所長は、令和5年に関市洞戸栗原（地番略）他（以下「当該県有地」という。）に係る登記事務（以下、「本件登記事務」という。）を岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ依頼し、岐阜県の公金である613,170円を不当に支出（以下「本件財務会計行為」という。）した。

当該県有地は、昭和56年の土地区画整備事業、(国)256号改良工事に必要な用地の買収に伴う平成5年の登記、平成12年の官民境界立会等によって、すでに境界が確定されている土地であるため、そもそも本件登記事務は実施する必要がなく、本件登記事務に係る登記事務委託料の支出は不当である。

さらに、当該県有地の隣接地を所有する法人（以下「C法人」という。）の建築物は、河川法第55条に規定される河川管理者の許可（※）を得ていない。また、C法人は当該県有地を私物化しているのに、県は今まで何らの行政指導も実施していない。

※ 河川保全区域内において、土地の形状を変更する行為や工作物の新築または改築を行うには河川管理者（県）の許可が必要

加えて、当該県有地とその隣接地の境界を示す境界杭がC法人によって損壊されたのだから、当該境界杭を復元するための本件登記事務に係る登記事務委託料を、C法人に負担させず、県が支出することは不当である。

2 監査の結果

請求には理由がないものとして「棄却」する。

≪「棄却」とした理由≫

本件財務会計行為は、財務会計法規上の義務に違反しておらず、違法性は認められない。

本件登記事務が実施する必要のないものであったか検討したところ、本件登記事務の実施によって、当該県有地と隣接地との境界も含め登記され、県有地の範囲が明確になっている。そのため、本件登記事務より以前において境界が確定されており、本件登記事務は実施する必要のない事務であるという請求人の主張する事実関係とは異なり、必要のない事務とは認められない。

また、C法人が法人化する前の個人事業主（C法人関係者）は、平成12年に河川法第55条に基づく許可（55条許可）を得ている。さらに、C法人は、令和5年6月30日、現状のC法人の建築物に関する55条許可の取得に向けて許可申請書を提出している。そして、美濃土木事務所において、許可申請書が受理され、現在審査中（補正指導中）であるため、県は何らの行政指導も実施していないという請求人の主張は根拠を失っている。

このほか、県は、C法人による建築物の河川境界への越境等、河川法に違反する事項に対処する必要があり、対処が必要な事項に対する県の指導方法としてどのような手段をとるかは、県に裁量権が認められていると解するのが相当である。

裁判例では、一般に、裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるとする事ができると解されている。

本件登記事務は、県がC法人の河川法違反への指導を実施する上で、境界杭の亡失の有無に関係なく、当該県有地と隣接地の境界を明確にする必要があったことから、実施されたものであり、本件登記事務を実施したことが著しく妥当性を欠き不合理であるとは認められない。

以上のことから本件財務会計行為に不当な点はなく、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

※詳細は、監査の結果（別紙）のとおり

【参考】岐阜県監査委員（5名）

監査委員 布俣 正也

監査委員 広瀬 修

監査委員 鈴木 祥一

監査委員 南 圭一

監査委員 安田 典子

ホームページ

キーワード検索

岐阜県 住民監査請求 結果

Web検索

アクセス順

トップページ > 県政情報 > 住民監査請求 > 住民監査請求の結果

アドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70510.html>